


所管部課	福祉部 福祉推進課	部長	川口 莊一		
件名	東大和市地域福祉審議会条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1審議事項	2報告事項
関係事項	条例規則	東大和市地域福祉審議会条例			
	部課機関	障害福祉課、健康課			
<p>1. 要旨</p> <p>社会福祉法等の改正に伴い、東大和市地域福祉審議会にて調査審議する計画のうち、地域福祉計画に関する事項を改め、障害児福祉計画に関する事項を追加する必要があることから、条例の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第2条第1号を次のように改める。</p> <p>(1) 地域福祉計画（地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画をいう。）に関すること。</p> <p>ア 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</p> <p>イ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項</p> <p>ウ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</p> <p>エ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</p> <p>オ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項</p> <p>第2条第2号中「及び障害福祉計画」を「、障害福祉計画」に改め、「に関する計画をいう。）」の次に「及び障害児福祉計画（障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画をいう。）」を加える。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>東大和市地域福祉審議会が調査審議する計画内容等を整備することで、適切な審議会運営ができる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
文書課において審査済					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
令和3年第2回東大和市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。